

流山市在住の施設等利用給付認定をお持ちの保護者の皆様へ

幼 児 教 育 無 償 化 に 係 る ご 案 内

～令和8年10月利用分から給付上限額が変更となります～

1 対 象 児 童

3～5歳(住民税非課税世帯の場合は0～2歳も含む。)で保育の必要性の認定(施設等利用給付認定。通称、新認定)を受けたお子様

2 無 償 化 の 対 象

令和9年1月請求分から変更となります！

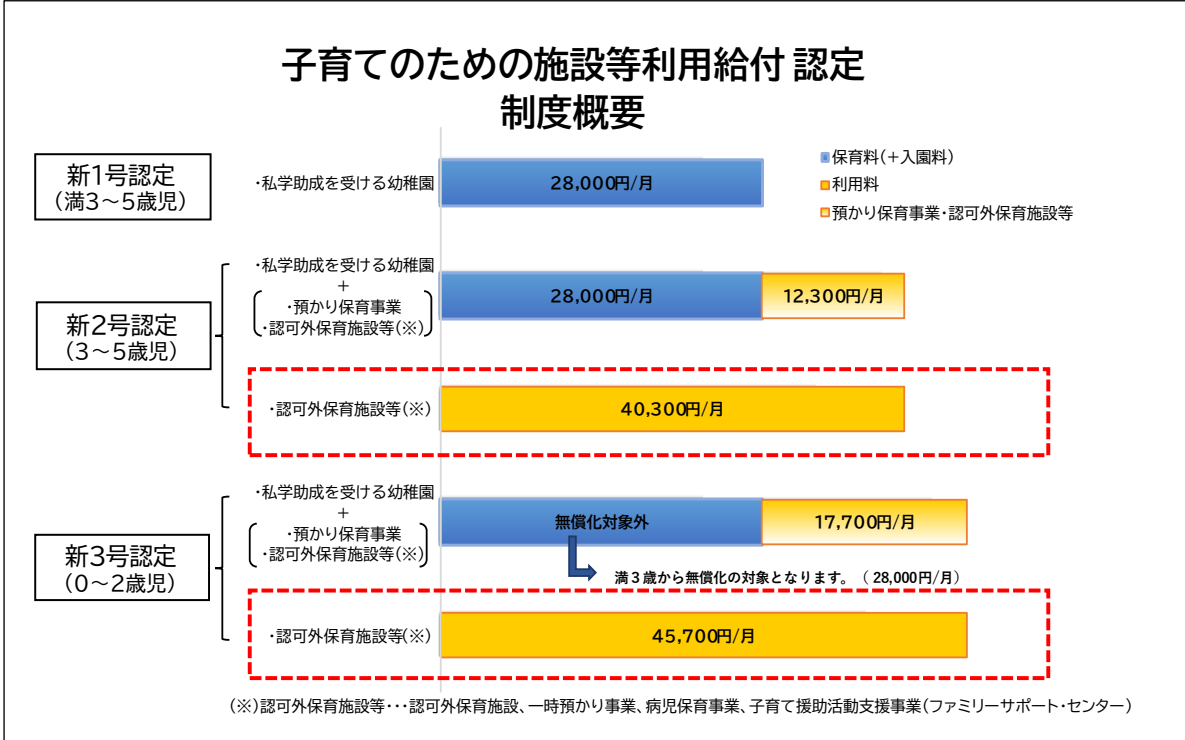
①『保育料』

新2号認定または新3号認定を受け保育の必要性が認められたお子様の、月額40,300円までの保育料が無償化の対象となります。住民税非課税世帯の0～2歳のお子様を対象に月額45,700円までの保育料が無償化の対象となります。

★給付額の変更は下表のとおりです。

	月額上限額(新2号)	月額上限額(新3号)
R8.9月利用分まで	37,000円	40,300円
R8.10月利用分から	42,000円	45,700円

無償化概要イメージ



3 施 設 等 利 用 費 請 求 に つ い て

新2号又は新3号認定を受け、認可外保育施設を利用した方については、支払った利用料を『償還払い』により、一定額まで支給します。月の上限額は「2」でお示した表をご参照ください。

請 求 時 期 (利 用 期 間 ※)	請 求 受 付 期 間
1月期 (10月 から 12月利用分)	1月1日 から 1月31日まで
4月期 (1月 から 3月利用分)	4月1日 から 4月30日まで
7月期 (4月 から 6月利用分)	7月1日 から 7月31日まで
10月期 (7月 から 9月利用分)	10月1日 から 10月31日まで

(裏面へ続く)

※各期で示している利用期間については、目安となります。例えば4月期に10月～12月利用分と1月～3月利用分を一括で請求することも可能です。

また、利用から2年が経過した利用月分については、請求ができなくなりますので、ご注意ください。

- 【請求に必要な書類】
- (1) 『施設等利用費請求書』(流山市様式)
 - (2) 施設から発行される『特定子ども・子育て支援提供証明書』
 - (3) 施設から発行される『領収証』(利用料を支払った証明)

※利用分の必要書類については、請求の際まで、大切に保管してください。

【請求書の提出方法について】

請求書の提出については、利用している施設で取りまとめを行っている場合があります。

施設において取りまとめを行わない場合は、上記、申請受付期間内に、流山市保育課まで直接ご提出ください。

各種様式については流山市HPからダウンロードいただけます。

【流山市HP ページ番号:1039577】

二次元コードはこちら→



ご不明な点はお気軽にお問い合わせください

【問い合わせ】 流山市 こども未来部 保育課
電話:04-7150-6124